

様式第 6 号の 1 (第 4 条関係)

相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

年 月 日

高島市長

届出人 住 所 _____
(申告者)

氏 名 _____

電話番号 _____

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)および還付に関する書類を受領する「代表者」として、次のとおり指定しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届出します。

また、高島市税条例第 7 4 条の 3 に基づき、地方税法第 3 8 4 条の 3 に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

相続人代表者 (現所有代表者)	フリガナ											被相続人 との続柄
	氏 名											
	住 所											
	生年月日	年 月 日			電話番号							
	法人番号											
被相続人 (亡くなられた方)	氏 名				死亡年月日		年 月 日					
	住 所											

代表者以外の相続人 (現所有者) ※記入欄が足りない場合は、裏面に記入してください。

氏 名	被相続人との続柄	住 所	相続放棄 の有 無
	生 年 月 日		
			有 無
	年 月 日		有 無
			有 無
	年 月 日		有 無
			有 無
	年 月 日		有 無
			有 無
	年 月 日		有 無

- 相続人代表者指定届は、賦課徴収(滞納処分を除く。)および還付に関する書類を受領する代表者を定め、届出していただくためのものです。(固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税共通)
- 固定資産現所有者申告書は、固定資産の所有者が死亡し、賦課期日(1月1日)までに相続登記や未登記家屋の名義変更手続きが行われていない場合に、現所有者(通常相続人となります。)は、自身が現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過する日までに申告していただくこととなっています。

- 相続人代表者（現所有代表者）が法人の場合は、氏名および住所欄には法人名および所在地を記入していただくとともに、法人番号を記入してください。
- 「相続人代表者指定届」と「固定資産現所有者申告書」は、どちらも相続人に提出(申告)していただくものですので、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式としています。
- 法定相続人以外の方が相続する場合は、遺産分割協議書の写しを提出してください。また、相続放棄をした場合は、裁判所から発行される相続放棄申述受理証明書の写しを提出してください。
- この届出書（申告書）は、固定資産の実際の権利関係を定めるものではありません。不動産登記簿上の所有権の変更は法務局で手続きをしていただく必要があります。また、相続税の手続きとも関係ありません。
- この届出書（申告書）により、不動産登記等が行われるまでの間は、固定資産税納税通知書等の書類を「相続人代表者（現所有代表者）」に送付します。

代表者以外の相続人（現所有者） 続き

[illegible]